

## 基本原則について

### 1 意義、目的

自治基本条例自体が自治の基本ルール、基本原則について定めるものであるが、その中でも特に大切にすべき原則を規定することにより、条例の柱となる部分を明確にする。

### 2 自治基本条例における「基本原則」の論点と選択肢

#### (1) 「基本原則」について

- ア 明示的な規定を置く (11/11)
- イ 明示的な規定を置かない (0/11)

明示的に規定する、とした場合

#### (2) 前文に規定するか、条例本文に規定するか

- ア 前文に規定 (1/11)
- イ 条例本文に規定 (10/11)

#### (3) 基本原則として記載する内容・キーワード

- ア 人権の尊重・対等な立場の尊重 (6/11)
- イ 参加・参画（「男女共同での参画」という表現を含む） (11/11)
- ウ 情報共有 (9/11)
- エ 協力・協働（国及び都道府県との協力含む） (7/11)
- オ 自己決定・自己責任 (5/11)
- カ その他

- ・ 自主的かつ自律的なコミュニティが形成され、活力に満ち、住みやすさが実感できる市民主役の地域社会
- ・ 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全安心な地域社会
- ・ 恵まれた自然との共生を大切に、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会
- ・ 法令の自主解釈
- ・ 財政自治の原則
- ・ 自主性を尊重

#### (4) これまでの議論の経過から、基本原則として列挙すべきと思われるもの 情報公開、市民参加

### 4 他市の規定の例

資料 8 参照